

議案第167号

静岡市駐車場条例の一部改正について

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市駐車場条例（平成15年静岡市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市清水駅東口駐車場	静岡市清水区島崎町219番地	を
静岡市草薙駅前駐車場	静岡市清水区草薙一丁目3番20号	

」

「

静岡市清水駅東口駐車場	静岡市清水区島崎町219番地	に
-------------	----------------	---

」

改める。

第3条第2項中「静岡駅北口駐車場」という。）及び静岡市草薙駅前駐車場（以下「草薙駅前駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場」に改める。

第4条ただし書中「清水駅東口駐車場以外の駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場」に改め、同条の表中

「

清水駅東口駐車場	午前5時30分から午後12時まで	を
草薙駅前駐車場	午前6時から午後12時まで	

」

「

清水駅東口駐車場	午前5時30分から午後12時まで	に
----------	------------------	---

」

改める。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第3項を削る。

第7条中「及び草薙駅前駐車場」を削る。

第8条の見出しを「(静岡駅北口地下駐車場の回数駐車券の発行)」に改め、同条中「及び草薙駅前駐車場」を削る。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第1項中「及び草薙駅前駐車場」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

第12条ただし書中「及び草薙駅前駐車場」を削る。

第13条中「清水駅東口駐車場以外の駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場」に改める。

別表第1の3草薙駅前駐車場の表を削る。

別表第2の1清水駅東口駐車場以外の駐車場の表中「清水駅東口駐車場以外の駐車場」を「静岡駅北口地下駐車場」に、

「

50円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
100円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額
150円	250券片に対して200券片分に相当する額
	60券片に対して50券片分に相当する額
	22券片に対して20券片分に相当する額
	11券片に対して10券片分に相当する額

を

」

100円	250券片に対して200券片分に相当する額	に
	60券片に対して50券片分に相当する額	
	22券片に対して20券片分に相当する額	
	11券片に対して10券片分に相当する額	

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第18条関係）

区分		利用料金の限度額	備考
1月につき	普通自動車	13,000円	
		10,000円	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の利用に限る。
	大型自動2輪車及び普通自動2輪車	3,000円	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。